2007　広報 はちじょう

はちじょう

5月
No.549

ホームページアドレス　http://www.town.hachijo.tokyo.jp/

町の人口（4月1日現在）

人　口　8,583人　減 149人　男 4,325人　減 79人
女 4,258人　減 70人
世帯数　4,613世帯　減　73世帯

3月中の異動
転入ほか――95人（うち出生 5 人）
転出ほか―― 244人（うち死亡14人）

各地域の人口・世帯数（4月1日現在）

	世帯数	男	女	人口計
三　根	2,104	1,990	1,919	3,909
大賀郷	1,539	1,411	1,401	2,812
樫　立	309	295	294	589
中之郷	419	407	409	816
末　吉	242	222	235	457

発行／八丈町　〒100-1498　東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1　℡04996-2-1121／編集・企画財政課　毎月1回1日発行

ピカピカの学校　ピカピカの新入生

三原小学校入学式 4月6日

CONTENTS
もくじ

2-3　税率改定のお願い／ありがとう中小・樫小
4-5　児童手当制度の概要／母子保健 ほか
6-7　民生委員・児童委員の日／国民年金 ほか
8-9　税のお知らせ／教育委員会だより ほか
10-11　環境だより／国民保護計画 ほか
12-13　年間行事予定／小笠原親善訪問 ほか
14-15　八丈町人事異動 ほか
16-17　おじゃれ11万人／大募集ミス八丈島 ほか

税率改定のお願い

平成十九年度の施政方針でも皆様にお伝えしたように、八丈町国民健康保険の運営状況は非常に厳しく、今後も安定的かつ継続的な運営をしていくために、八丈町国民健康保険運営協議会に多角的な検討をお願いし、二月に答申をいただいたところでございます。そして、その答申を踏まえ国保税率改定案を三月の八丈町議会に諮り、了承をいただきました。

今後、予測される医療費の加や後期高齢者医療制度・医療制度改革・税制改革等社会情勢の変化等を勘案し、三年間を税率算定期間とした国保税率の改定を、心ならずもお願いしなければなりません。「相互扶助の精神」により成り立つ国保制度です。町は医療費の抑制に努める施策の実現や滞納者の責任を明確にし、税負担の公平性を確保する努力を強化してまいります。

今回の税率改定について、皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします

八丈町長　浅沼道徳

国保税率を改定いたします

八丈町は、被保険者の皆様がこれからも安心して医療を受けられるよう、国保事業の安定的かつ継続的な運営を目指し、努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

三月の八丈町議会定例会で承認いただきました　新しい税率や税額等は別表のとおりです。

※別表

改定後の税率は、平成19年度分（4月1日賦課）からとなります。

納入通知書は7月上旬の発送となります。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。ご理解、ご協力をお願いいたします。

●国保制度とは

国保は、被保険者の皆様が病気やけがをして、医療機関などにかかったときに、大きな経済負担とならないよう、医療に要した費用の7割（3歳未満の方は8割、70歳以上の方は9割または7割）を国保会計で負担することで、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができる大切な制度です。

そして、この国保会計の主な財源は、国や都からの支出金と被保険者の皆様に納めていただく国保税によって支えられています。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆様、納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

●国保税の賦課限度額（医療分）が変わります

地方税法の一部改正に伴い、四月一日より医療分の賦課限度額が「五十三万」から「五十六万」に引き上げられました。

※その他、国民健康保険証や制度等について分からないこと、疑問に思うこと等いつでもご相談ください。

■問い合わせ

住民課国保年金係

内線　235

税率等（改定後）

	所得割①	資産割②	均等割③	平等割④
医療	5.65%	45.00%	17,100円	27,200円
介護	1.50%	14.50%	10,100円	5,500円

所得割①　課税標準額　×　所得割率

資産割②　固定資産税額（固定資産税額のうち土地・家屋に係る分）　×　資産割率

均等割③　被保険者数　×　均等割額

平等割④　平等割額（一世帯あたり）

新旧税率比較

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.60% → 5.65	45.00% → 45.00	14,000円 → 17,100	19,000円 → 27,200
	(1.05)		(3,100)	(8,200)
介護分	0.80 → 1.50	7.50 → 14.50	6,000 → 10,100	3,500 → 5,500
	(0.70)	(7.00)	(4,100)	(2,000)

※介護分は2号被保険者（40歳～64歳）にかかります。

※（　）内は増分の数値です。

例えば…

※この表は、給与所得世帯での状況と税額【平成18年度の税額⇒平成19年度の税額（増額分）】を表しています。（この表の金額は、その世帯の所得等の変動があった場合は変わります。）

モデル1（63歳）　6割軽減

		保険税額（円）	
世帯員数	1人	医療分	13,200 → 17,700 (4,500)
うち2号該当（40～64歳）	1人		
収　入	650,000	介護分	3,800 → 6,200 (2,400)
所　得	0		
基準所得	0	年税額	17,000 → 23,900 (6,900)
基準資産	0		
増額分を1ケ月1人あたりに換算すると			575円

モデル2（45歳）

		保険税額（円）	
世帯員数	1人	医療分	33,000 → 44,300 (11,300)
うち2号該当（40～64歳）	1人		
収　入	981,000	介護分	9,500 → 15,600 (6,100)
所　得	331,000		
基準所得	1,000	年税額	42,500 → 59,900 (17,400)
基準資産	0		
増額分を1ケ月1人あたりに換算すると			1,450円

モデル3（51歳）

		保険税額（円）	
世帯員数	2人	医療分	90,200 → 113,100 (22,900)
うち2号該当（40～64歳）	2人		
収　入	1,877,680	介護分	22,900 → 39,700 (16,800)
所　得	1,133,200		
基準所得	803,200	年税額	113,100 → 152,800 (39,700)
基準資産	14,100		
増額分を1ケ月1人あたりに換算すると			1,654円

モデル4（40歳）

		保険税額（円）	
世帯員数	4人	医療分	177,700 → 221,800 (44,100)
うち2号該当（40～64歳）	2人		
収　入	3,880,950	介護分	33,300 → 59,200 (25,900)
所　得	2,564,000		
基準所得	2,234,000	年税額	211,000 → 281,000 (70,000)
基準資産	0		
増額分を1ケ月1人あたりに換算すると			1,458円

ありがとう!中小・樫小

～新しい伝統へ三原小のスタートです!～

2月25（日）に中之郷小学校、そして3月25日（日）に樫立小学校の閉校式が行われ、中小は132年、樫小は130年という長い歴史に幕を閉じました。

両校閉校式には、島内外から卒業生、教員の方々がたくさん駆けつけました。展示されている小学生の時の自分や友達の写真を探したり、旧友との再会、思い出話に興じたりとさまざまな形で学校との別れを惜しみました。

会場内に展示された写真に、子ども時代がよみがえります（中小）

樫小では戦争で行えなかった、昭和19年度卒業式も挙行されました

在校生の合唱は両校ともに感動を呼びました。

どちらも個性的な両校記念碑（左・中小、右・樫小）

伝統ある二校が一つに統合され、今年度より三原小学校が開校されました。

4月6日（金）に開校式及び、入学式が行われ、新しい校舎と、希望いっぱいの新入生たちが、二校の伝統を引き継ぎながら、新たな伝統へと向かい、第一歩を踏み出しました。

児童手当制度の概要

平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました。変更点などあらためてご確認ください。今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、拡充後の最初の支給月は平成19年6月となります。

変更点　**3歳未満の第1子及び第2子の支給月額　　5千円　→　1万円**（倍に増額）

3歳以上の児童の児童手当額及び支給対象年齢、所得制限額については現行通りです。
3歳到達後の翌月からは第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

●支給対象　12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合には支給されません。

●支給手続　家計を最も多く担っている方が申請し、住所地（公務員の方は勤務先）の区市町村長の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

●支給月額　○3歳未満　一律1万円　　○3歳以上　第1子及び第2子　5千円
第3子以降　　1万円

●支払時期　原則として、毎年2・6・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

●所得制限限度額　前年（1月から5月までの分については前々年）の所得額で判定します。※別表参照

●申請に必要なもの

○被用者（サラリーマンなど）である場合…… 健康保険被保険者証の写しなど
○振込での受給を希望する場合…… 請求された方の口座番号がわかるもの
○児童手当用所得証明書…… 八丈町公簿で確認できる場合は省略できます。
○印鑑
※その他必要に応じて提出する書類があります。（児童と別居している場合など）

●受給中の方も以下の場合は届出が必要になります。

○転入したとき…… 認定請求書
○他の区市町村に住所が変わるとき、児童を養育しなくなった場合…… 受給事由消滅届
○出生など受給対象となる児童が増えたとき…… 額改定認定請求書
○支給対象となる児童が減ったとき…… 額改定届
○町内で住所が変わったとき…… 住所変更届
○受給者または児童の氏名が変わったとき…… 氏名変更届

上記以外にすべての受給者の方に現況届（毎年6月）を提出していただきます。
届が提出されるまでは、受給資格があっても6月以降の手当が受けられなくなります。

別表（単位:万円）

扶養親族等の数	自営業者等(国民年金加入者)	被用者等（厚生年金等加入者）
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または、老人扶養親族一人につき6万円を加算した額
注2）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

八丈町妊婦健康診査補助のご案内

八丈町では、母胎や胎児の健康の確保と妊娠・出産の経済的不安を軽減するため、妊婦健診の費用の一部を補助することとしました。

この制度では、八丈町に住所を有する妊婦を対象に平成19年4月1日以後に受けた妊婦健康診査費用のうち自己負担分の二万円までを補助します。

申請の際は健診費用の領収書が必要となりますので、妊娠中の方は無くさず大切に保管してください。

■問い合わせ
健康課保健係
2―5570

母子保健

1歳児歯科健康診査

○対象者
平成18年2月23日～平成18年5月10日生まれの幼児
○日　時
5月10日（木）
午前9時15分～10時受付
○場　所
八丈町保健福祉センター

3歳児健康診査

○対象者
平成16年3月21日～平成16年5月8日生まれの幼児
○日　時
5月8日（火）
午後1時15分～1時45分受付
○場　所
八丈町保健福祉センター

4歳児歯科健康診査

○対象者
平成15年1月26日～平成15年5月16日生まれの幼児
○日　時
5月16日（水）
午前9時15分～10時受付
○場　所
八丈町保健福祉センター
※各健診の対象者には個別通知します。

こども心理相談

○対象者
1歳6か月以上の未就学児
○日　時
5月8日（火）
午前9時～午後4時
5月9日（水）
午前9時～午後2時
○場　所
八丈町保健福祉センター
○内　容
お子様のご様子など心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。
※電話予約が必要になります。

すくすく相談（発育・発達・栄養等育児相談）

発育、発達、栄養、歯科などの相談がある方は事前予約のうえ、ご利用ください。母子健康手帳を持参ください。
○日　程
5月15日（火）
○相談時間
午前9時30分～11時30分
○場　所
八丈町保健福祉センター
※前日までに電話予約をしてください。

両親学級

お父さん、お母さんになられる方が安心してお子さんを迎えられるよう、新しい生命の不思議や不安な気持ちなどを話し合います。お母さんの体調の良いとき（16週～28週）にお越しください。お父さんをはじめ、ご家族の参加歓迎です。
○日程・内容
1回目　5月11日（金）
妊娠中の過ごし方・歯の健康・歯の磨き方・赤ちゃんのお風呂の入れ方など
2回目　5月18日（金）
家族の健康・健康料理、調理実習・フリートーキング
3回目　5月24日（木）
赤ちゃんを迎える準備（お産の準備、進み方と呼吸法）・妊婦体操・おっぱいの手入れ法・産後の生活と家族計画
4回目　5月31日（木）
赤ちゃんの気になる症状への対応・マタニティストレッチ
○時　間
1・3・4回目
午後1時30分～4時
2回目
午前10時30分～12時30分
○場　所
八丈町保健福祉センター
○ご用意いただくもの
母子健康手帳・筆記用具
1回目は、歯ブラシと手鏡、2回目はエプロンと三角巾を、3回目は、体操のできる服装でおこしください。

食育（乳児・離乳食）

中期から後期に向けての調理実習をおこないます。
○日　程
5月30日（水）
○時　間
午前10時30分～11時30分
○場　所
八丈町保健福祉センター
※母子健康手帳とエプロンをご持参ください。予約の必要はありません。保育コーナーもあります。

5月の予防接種外来

■日　時
5月9日（水）
5月23日（水）
午後2時30分～3時
（予約制）
■場　所
町立八丈病院小児科
町の集団接種（三種混合・麻しん・風しん）を受けられなかった方は、健康課保健係で接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。受付締切は接種希望日の1週間前です。
■問い合わせ
健康課保健係
電話　2－5570

5月12日は　民生委員・児童委員の日

5月12日は「民生委員・児童委員」の日です。

民生委員・児童委員は地域の相談役として、厚生労働大臣から委嘱されているボランティアです。

島内で活動する民生・児童委員は29名。このうち27名は担当地域を持ち、2名は「主任児童委員」として児童福祉に関する問題を専門に担当しています。

民生・児童委員の仕事は、困っている方の問題解決のお手伝いをすることが中心となっています。

たとえば、お年寄りや身体の不自由な方などに手当てや各種サービスなどを紹介したり、担当地域内の児童・妊産婦、ひとり親家庭などのさまざまな相談に応じています。

秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ

◇住民課厚生係
TEL 2−1121 内線231

◇八丈支庁総務課福祉係
TEL 2−1112

民生・児童委員

	担当地区	氏名	電話番号
三根	矢崎・川の平・川向	金川美枝子	2−2825
	宮の平・与惣次・尾端	金川津屋子	2−0735
	中道①・②・③	奥山　智茂	2−0858
	桜平・桜平②・稲葉	沖山　光男	2−0253
	荒島・明治橋・新田	持丸　友恵	2−0187
	護神・孫兵衛	赤松　　都	2−1873
	新道・丘里	高橋　静江	2−0775
	富士見①・片瀬	佐藤　純子	2−0687
	富士見②	葛馬　忠道	2−2701
	赤金・洋望・中平・一心	浅沼　　彧	2−1633
	出廻・底土・東畑	浅沼　亨年	2−1254
	神湊東・神湊西・三根永郷	小栗富美代	2−2705
大賀郷	東里①・②・③	大脇　　功	2−1234
	金土川①・②・③	赤間　博明	2−5312
	金土川④・屋和川	櫻井　洋子	2−3107
	楊梅ヶ原①・②・③・下・向里	奥山　妙子	2−0498
	大里①・②・③・寺山	菊池　　寛	2−2568
	八戸	折田　正江	2−2011
	千鳥①・②・③・④	菊池　清泰	2−3733
	西見①・②・③・甚太・大賀郷永郷	沖山　智徳	2−2583
樫立	川城羅・尾崎・妻里・向里・伊郷名	田村　　功	7−0241
	東六里・江能里・康政里・中平・峰ヶ里	笹本久美代	7−0251
中之郷	上浦・尾越・藍ヶ江	菊池　哲弘	7−0753
	粥倉・藍ヶ里	菊池　和子	7−0968
	中里・向里・三原	金田　哲哉	7−0366
末吉	宮裏・宮ヶ路・台ヶ原	沖山　綾夫	8−0045
	尾越・神子尾・洞輪沢・道ヶ沢	松代　勝子	8−0010
主任児童委員	坂下地域	奥山　　隆	2−2091
	坂上地域	山下　節子	7−0421

障害者相談員のご紹介

障害者相談員とは身体障害、知的障害をお持ちの方々へ福祉施策のより一層の充実を図るため、町より委嘱を受けている方々です。障害者の方々の相談に応じて、関係機関との連携を保ちながら、必要な指導、助言を行っていますのでお気軽にご相談ください。

身体障害者相談員

氏名	電話番号
菊池（きくち）　晶文（まさふみ）	2−2269
持丸（もちまる）　美子（よしこ）	2−0669

知的障害者相談員

氏名	電話番号
菊池（きくち）　實（みのる）	2−1801
髙橋（たかはし）　恵子（けいこ）	2−3242
渡部（わたなべ）真恵美（まえみ）	7−0864

■問い合わせ　健康課保健係　2−5570

国民年金

●平成十九年度の年金額について

平成十九年度の年金額は、平成十八年度と同じ金額となります。詳しくは左記のとおりです。

平成19年度の年金額（年額）	
年金の種類	年金額
老齢基礎年金　満額	792,100
障害基礎年金　1級	990,100
障害基礎年金　2級	792,100
遺族基礎年金	792,100
遺族基礎年金の子の加算額	
第1子及び第2子	227,900
第3子以降	75,900

●厚生年金の制度が一部変わりました

平成19年4月1日より、厚生年金制度が下記のように変わりました。

1.70歳以上の在職老齢年金の給付調整	70歳以上の方も、厚生年金保険の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が月額48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。 ただし、厚生年金保険の被保険者となりませんので、保険料の負担はありません。また、 昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。
2.繰下げ制度の再導入	65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰り下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。 以前も繰り下げ制度があり、いったん廃止されましたが、再導入となりました。廃止前の制度と異なるのは、老齢基礎年金を含めず老齢厚生年金単独で繰り下げの申出ができるところです。
3.遺族厚生年金制度の見直し	
（1）65歳以上の方への遺族厚生年金の支給方法の見直し	遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権のある65歳以上の方は、次のように支給されます。 ①ご自身の老齢厚生年金は全額支給。 ②遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額を支給。 なお、平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、この新しい仕組みの対象となりません。
（2）子のいない30歳未満の妻への給付が有期給付に	夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。（子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間。）遺族基礎年金と遺族厚生年金を受けている場合は、遺族厚生年金のみ5年で打ち切られます。 なお、平成19年4月1日以降に亡くなった方の妻が対象となります。
（3）中高齢寡婦加算の対象年齢引き上げ	妻に対する遺族厚生年金には、「一定の要件を満たした夫が亡くなった場合、夫死亡当時35歳以上の妻」に40歳から65歳になるまでの間、加算があります。 この対象年齢が「夫死亡当時40歳以上の妻」に引き上げられます。 なお、平成19年4月1日以降に受ける資格を得た方が対象となります。

■問い合わせ　住民課国保年金係　内線236
港社会保険事務所　03-5401-3211
この表に関する問い合わせ　ねんきんダイヤル　①年金被保険者　0570-05-1165
②年金受給者　0570-07-1165
社会保険庁ホームページ　http://www.sia.go.jp/

税のお知らせ

●未納になっていませんかあなたの税金

町では、税金の未納者に対して土地、建物などの不動産のほか預金、給料などの債権の差押さえを実施しています。また、国保税を納付されてない方は、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付しています。その場合、医療費は全額自己負担となります。ご注意ください。

税源移譲

税源移譲により個人住民税が変わります

①税源移譲では、所得税が減り、個人住民税が増えることになりますが、税源の移し変えなので、「所得税＋個人住民税」の負担は基本的には変わりません。

②景気回復のためにとられてきた定率減税措置の廃止や個人の収入の増減により、税負担額の増減がありま す。ご留意ください。

③個人住民税の税率構造が一律10％（比例税率）に変わります。

■問い合わせ
税務課税務係　内線221

●平成19年度町税納税カレンダー

平成19年度の町税の納期限および口座振替は以下のとおりです。

	町都民税普通徴収	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月				
5月		1期（31日）	1期（31日）	
6月				
7月	1期（２日）	2期（31日）		1期（31日）
8月	2期（31日）			2期（31日）
9月				
10月	3期（31日）			3期（１日） 4期（31日）
11月				5期（30日）
12月		3期（25日）		6期（25日）
1月	4期（31日）			7期（31日）
2月		4期（29日）		8期（29日）
3月				

☆申告などにより税額の変更があった場合は、3月以降に課税されることがあります。

●期限内納付をお願いいたします。

●口座振替を希望される方は、次の金融機関にお申し込みください。
○七島信用組合
○みずほ銀行
○郵便局
納税管理人になっている方は、その分についても口座振替が可能です。

●町税等の納め忘れに注意してください。
町は、火葬場建設や、ごみを処理するための経費など、多くの財源を必要としています。住民の皆さんに納めていただく町税は、これらの仕事を進めていくために使われております。

■問い合わせ　税務課税務係　内線221

代替保育士 代替調理員募集

保育園の代替保育士・代替調理員を募集しています。
詳しくは厚生係までお問い合わせください。

■問い合わせ
住民課厚生係
電話 04996−2−1121
内線231

3月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	庁議	一般乗合旅客自動車事業における運賃設定について　ほか
2日	議会運営委員会	第1回八丈町議会定例会について
6日	第1回八丈町議会定例会	町長施政方針　ほか
9日	課長連絡会議	八丈町事業説明会の日程について　ほか
19日	議会運営委員会	第1回八丈町議会定例会について
20日	課長連絡会議	八丈町長期継続契約等に関する要領について　ほか
23日	第1回八丈町議会定例会	一般質問　ほか
26日	第1回八丈町議会定例会	平成19年度一般会計予算　ほか
28日	第1回八丈町議会定例会	平成19年度病院事業会計予算　ほか
29日	第1回八丈町議会定例会	平成18年度一般会計補正予算　ほか

教育委員会だより

小・中学校では、開かれた学校教育を推進していくため、保護者や地域住民の参加のもとで、道徳授業や、セーフティ教室を実施しています。

保護者はもとより、地域の方の参加をお待ちしています。

道徳授業地区公開講座

学校・家庭・地域社会の連携による道徳教育の推進を目的としています。

5月13日(日)大賀郷小学校

セーフティ教室

非行防止、犯罪被害防止を目的としています。

5月31日(木)末吉小学校

5月27日(日)大賀郷中学校

三原小学校開校式典

5月27日(日)

開校記念日

5月30日(水)富士中学校

■問い合わせ

教育課庶務係　2−0797

教育相談室より

風薫る五月は、三日の憲法記念日、五日のこどもの日と、子どものしあわせを考える休日が続きますが、行事に忙しくてその余裕もないほどです。そうはいっても、たいへん重要なテーマです。ここでは子どもの人権について、「子どもの権利条約」を手がかりに考えてみることにしましょう。

一九八九年十一月の国連総会で決まり、九四年日本も批准した「子どもの権利条約」には、世界中の子どもたちが、病気、貧困、戦争、虐待などから守られ、一人の人間として尊重されなければならない根拠が四つの柱で示されています。(以下、抄訳は日本ユニセフ協会による)

1　生きる権利

すべての子どもは、防げる病気などで命を奪われないこと　病気やけがをしたら治療を受けられることなど

2　育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3　守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや、少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4　参加する権利

自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり自由な行動を行ったりできることなど。

子どもにもっともよいことは何かを第一に考え、親(保護者)は子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければならず、国はこの条約に書かれた権利を守るためにできる限りのことをしなければならないと書かれています。

日本でも長い間、子どもが家族労働の重要な担い手でしたが、「基本的人権の尊重」を掲げる憲法のもと、「豊かな社会」の到来とともに、子どもをめぐるさまざまな困難が取り除かれるようになりました。しかし、いじめや虐待、差別などは根絶されるどころか、新たな社会病理として浮かび上がってきています。

子どもの自由な時間は、与えられた遊具や管理された行事などに費やされ、子ども自身の冒険心、創意工夫が発揮される場面が減っていないでしょうか。また、知らず知らずのうちに子どもを競争に駆り立ててしまったり、差別や偏見の目で見ていることがないでしょうか。八丈島の豊かな自然と自由に向き合う時間を大切にするとともに、未来に横たわる困難に立ち向かう知恵と勇気を育てていきたいものです。

【教育相談室】毎週　火・金　午前8時30分〜午後5時

電話・FAX　2−0591

東京都教育相談センターが移転しました。

新住所　〒113−0033　文京区本郷1−3−3

東京都教職員研修センター1階

電話相談総合受付　03−5800−8008

子ども家庭支援センターからのお知らせ

●開館日　平日　午前9時〜午後4時30分

土・日、祝日はお休みです

●交流ひろばの催し　毎週水曜日　午前10時から

5・6月の予定

- ・2日　手遊び・読み聞かせ
- ・9日　ミニ運動会
- ・16日　パネルシアター・手遊び　ほか　講師:石田先生
- ・23日　お母さんと「おもいっきりお絵かき」
- ・30日　親子で見直そう歯みがき習慣　歯科衛生士による講習会
- ・6月6日　手作りおもちゃを一緒に作ろう「パクパクかえる」

＊1歳未満のお子様の身体測定

5月14日（月）〜18日（金）午後2時〜4時

■問い合わせ　子ども家庭支援センター　電話　2−4300

図書館からのお知らせ

●カウンターから

◎特別整理休館を行います 6月1日(金)〜6月30日(土)

図書館の電算化がいよいよ完了します。それにともない、入力してきたデータと本やビデオなどを照合させる蔵書点検の期間が必要となるため、1ヶ月図書館を休館させていただきます。

ご利用頂いている皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

●休館日　毎週月曜日、3日(木・憲法記念日)　4日(金・みどりの日)、5日(土・子どもの日)

●開館時間　午前9時30分〜午後5時

なお、休館日・閉館後の本の返却は入口正面の受付で承ります。(貸出券は次回来館時までお預かりいたします。カウンターにお申し出下さい。)

ご質問などがございましたら、カウンターまでお気軽に声をおかけください。

●問い合わせ　教育課生涯学習係　2−0797

環境だより

●みんなで参加しよう クリーンデー6月3日(日)

6月3日（日）、空き缶拾いを中心に、全島一斉の町内清掃を行います。

クリーンデーは、地区ごとに空き缶拾いや清掃活動を行い、ゴミの散乱防止や環境に対する意識を高めることを目的としています。

清掃の開始時刻は、各地区で異なりますので、自治振興委員の方の指示に従ってください。

八丈島の自然と環境を守るため、町民の皆さん一人ひとりが美化運動を推進し、クリーンな島を目指しましょう。皆さんのご協力をお願いします。

●ヤンバルトサカヤスデ対策

今年度は、ヤスデの移動がまだ見られることから、家屋侵入防止対策用として薬剤（コイレット）を5月から来年3月まで配付を行います。自然環境を考慮し乱用防止のため、一世帯一ヶ月に一袋（3kg入り）を4ヶ月分（4袋）までとします。

ヤスデは、9月頃から2月頃までが本来の集団移動の時期です。9月頃からの本格的な集団移動に備えた薬剤の使用をお願いします。

昨年度同様、まずは家屋の周りの落ち葉などを取り除き、水はけ・日当たりを良くするなどの環境づくりや家屋の基礎（コンクリートなど）に表面のツルツルした素材のテープを張るなど試みてください。

大賀郷地域にお住まいの方は　住民課環境係、他の地域にお住まいの方は各出張所にて申し込み、引換券をお受け取りください。

●リサイクル料金の改定

5月より家電リサイクル法に伴うエアコンのリサイクル料金が表のように変わります。

運搬費等は変更ありません。配布済みの料金表の訂正をお願いします。

家電リサイクル法の4品目（冷蔵庫・エアコン・洗濯機・テレビ）を個人で解体し処分することは、法律で義務付けしている再資源化に反することになり違法です。適正処理にご協力お願いします。

		リサイクル料金	排出者負担額 合　　計
エアコン	旧料金	3,500＋175(消費税) ＝3,675円	5,618円 (運搬費等を含む)
	新料金	**3,000＋150 (消費税) ＝3,150円**	**5,093円 (運搬費等を含む)**

●正しい分別・正しいマナーでゴミを出しましょう

町では、燃やせるゴミ、資源ゴミ、空きびん、有害ゴミ、金属ゴミの5分別による収集を行っています。

ゴミを出す場合、「東京都推奨袋」を使用し、正しく分別して決められた収集日の8時30分までに出しましょう。

ゴミ袋には必ず氏名を明記し、自分の出すゴミに責任をもちマナーの悪い出し方はやめてください。

生ゴミは、カラスやネコに荒らされないように新聞紙で包むなどの対策をし、飛散防止策として集積所用ステーションネットを利用し、集積所が不衛生にならないようにしましょう。収集後にはネットを束ねるなど、景観面にも心がけてください。また、ネットを利用される方は、住民課環境係までご連絡ください。

●粗大ゴミの収集

タンス、布団、畳などの粗大ゴミの持ち込みが困難な場合、申し込みにより戸別収集（有料）に伺います。収集を希望される方は、㈱八丈島衛生総合企画（2−0855）へお申し込みください。

●適正な自動車リサイクルを

島内で明らかに使用できず、放置されていると思われる自動車が見られます。そのような自動車は、不法投棄または不適正保管となります。速やかに引取事業者へ引き渡してください。

前破砕事業者の㈱八丈建機サービスと解体事業者の㈱護神に加え、4月より前破砕事業者として有明興業㈱八丈島営業所が東京都からの許可を取得しました。

今後も自動車リサイクル法の円滑な運用にご協力をお願いします。

■問い合わせ
住民課環境係
内線233・234

「八丈町国民保護計画」が策定されました

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が成立したことを受け、町ではこの法律に基づき、「八丈町国民保護計画」を策定しました。

この計画では、武力攻撃やテロなどを受けた場合、

○いかに国民の生命・財産を守るか

○いかに武力攻撃による被害を最小限に抑えるか

○避難や救援

といった事柄における、行政機関や公共機関などの役割、国民の協力について定めています。

今後も検証や見直しを行い、国民保護の体制整備に努めます。

「八丈町国民保護計画」は左記で閲覧できます。

・総務課　・各出張所

・八丈町ホームページ　http://www.town.hachijo.tokyo.jp/

■問い合わせ　総務課庶務係　内線213

平成18年度情報公開及び個人情報保護制度の実施状況

●情報公開制度

町では八丈町情報公開条例に基づいて、情報公開の制度を実施しています。

この制度は、町民の皆さんに町の仕事の内容を理解していただくために、町が持っているさまざまな情報を請求に応じて公開するものです。

平成18年度の請求件数は、0件でした

●個人情報保護制度

八丈町個人情報保護条例では、個人情報の適正な取り扱いを定め、本人の開示請求権を保障しています。町が保有する個人情報（自分の情報）の開示、訂正、削除などを請求することができます。

平成18年度の請求件数は、0件でした。

両制度に基づく相談や請求は、各担当課で行っています。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ　総務課文書係　内線215

町長 上京日記 3月

3月8日～9日
○ANA822便にて上京
○東京都へ予算要望
○ANA821便にて帰島

3月14日～17日
○ANA822便にて上京
○フリージアまつり表敬訪問
・全日空　東京支店・文京区役所・衆議院第1議員会館
・衆議院第2議員会館・参議院・議員会館・自民党本部
・大塚警察署・東京電力㈱東京支店・東京都議会
・国土交通省・日本医科大学付属病院・東京北社会保険病院
・東京都庁・㈱ロッテ
○ANA821便で帰島

5月の航路ダイヤ

東京愛らんどシャトルをご利用の皆様へ
いつもご利用いただきありがとうございます。より有効な座席利用のため次の点にご協力ください
・不用になったご予約は、直ちにキャンセルの連絡をお願い致します
・ご搭乗日前日には、確認のお電話をお願いいたします
・重複予約はやめましょう

詳しくは
東邦航空予約センター　2-5522
お問い合わせ電話　2-5200

【ANA】TEL／0120-029-222（携帯電話の場合 0570-029-222）

便　名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種
821	07:40	→	08:30	A320
823	10:30	→	11:20	B735
843（849）	13:25	14:00/14:30	15:05	B735
829	16:05	→	16:55	A320

便　名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
822	09:05	→	09:50	A320
850（844）	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
826	16:10	→	16:55	B735
830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引（片道）	特　割	八丈島乗継きっぷ
羽田＝八丈島	18,200	11,700	11,700	11,700
大島＝八丈島	16,300	11,600	11,100	—

東京愛らんどシャトル空席状況
アドレス(東邦航空ホームページ)
http://www.tohoair.co.jp/business/dummyindex2.htm

【東海汽船】TEL／2-1211
「さるびあ丸」「かめりあ丸」
三宅島・御蔵島経由　東京竹芝ー八丈島〈東京竹芝発22:30　八丈島発10:10〉

○○○ 平成19年度年間行事予定 ○○○

4月	8日（日）	東京都知事選挙　投・開票日
	15日（日）	敬老会（中之郷）
	19日（木）	八丈町事業説明会
	28日（土）	南原スポーツ公園　オープニングセレモニー
	29日（日）	中之郷自治会
5月	20日（日）	敬老会（三根）
	27日（日）	三原小学校開校式典
6月	3日（日）	クリーンデー
	14日（木）	第二回八丈島議会定例会・29日
	23日（土）	消防団夏季訓練～24日
7月	16日（月）	みなと感謝祭
	23日（月）	夏まつり～25日
8月	6日（日）	サマーコンサート
	11日（土）	納涼花火大会
	23日（木）	愛らんどリーグ2007 ～26日
9月	11日（水）	第三回八丈島議会定例会～12日・13日・27日
	17日（月）	敬老会（大・樫・末）
	21日（金）	自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い
	30日（日）	中学校記録会
10月	5日（金）	防災訓練（末吉）
	7日（日）	町民体育大会
	25日（木）	八丈町表彰式
11月	3日（土）	小学校運動会
	23日（金）	末吉自治会
12月	2日（日）	高齢者演芸大会
	5日（水）	第四回八丈島議会定例会～7日・11日
1月	4日（金）	消防出初式
	5日（土）	成人祝賀式
	13日（日）	パブリックロードレース
	26日（土）	ヘルシーフェスタ～2／11日
2月	11日（月）	樫立自治会
3月	1日（土）	フィッシングチャレンジＣＵＰ～9日
	6日（木）	第一回八丈島議会定例会25・26・27・28日
	20日（木）	フリージアまつり～4／6日
	22日（土）	八丈島産業祭～23日

第26回 小笠原親善訪問　6月21日(木)～6月26日(火)

今年も八丈町・小笠原親善訪問を実施します。
一足早い夏を小笠原で楽しんでみませんか。
受付は東海汽船㈱八丈島支店でおこないます。
詳しくは今月号の折込チラシをご覧ください。

●申請方法

①所定の申込用紙（コピー可、チラシと一緒に配布）に必要事項を記入し、現金を添えて、東海汽船㈱に直接お申込ください。

②申込用紙と引き換えに、会員券引換証（出発日に必要）を発行します。

●申込期限

5月9日（水）～6月9日（土）

●申込場所

東海汽船㈱八丈島支店

●申込受付期間

◇月曜日～金曜日
午前10時30分～午後3時30分

◇土・日・祝日
午前10時30分～午前11時30分

※定期船の入出港が八重根港の時は、受付時間が遅れる場合があります。

●問い合わせ

◇東海汽船㈱八丈支店　電話2－1211
◇総務課庶務係　電話2－1121

※日程が天候などの理由により、実施できない場合は、7月5日（木）～10日（火）に変更します。

水道係からのお知らせ

◎水道使用の異動届はお済みですか

転入・転居の際に届出をされていない方は水道係か、またはお近くの出張所窓口にて手続きをしてください。また、水道検針表、納入通知書の名前が間違っている場合は、ご連絡ください。

◎水道検針時のお願い

町と契約を結んだ各地区の検針集金員が検針を行っています。メーター器周辺はきれいに保ち、スムーズな検針にご協力ください。

◎水道料金未納の方へ

町ではお支払いいただいてない方に対しての分割納付など、お支払いの計画についてもご相談をお受けします。また、滞納調査を随時実施しておりますので、必ずご回答ください。応じられない方につきましては、やむをえず給水条例36条を適用し、給水の停止を行うことになります。支払いがお済みでない方は至急お支払いください。

■問い合わせ 企業課水道係 内線314

街路樹などの伐採にご協力ください

町では、通行支障になる街路樹の枝木の伐採を行います。道路交通などで御迷惑をおかけしますが、ご協力お願いします。

■日時 5月30日（水）
■時間 午前8時45分～午後4時
■場所 坂下一円

■問い合わせ 建設課建設係 内線252

憲法週間

5月1日～5月7日

憲法は明るい社会の道しるべ

八丈町人材育成事業

八丈町では、町の地域振興を担う人材を育成することを目的に、理学療法士などを目指す学生の方を対象として、資格者養成事業による補助金の交付制度があります。

該当される方、もしくは、詳しく内容をお聞きになりたい方は総務課庶務係までご連絡ください。

■問い合わせ 総務課庶務係 内線212

5月は赤十字社員増強運動月間です 5月1日～31日

赤十字社員増強運動月間が全国一斉に実施されます。自治振興委員の方が赤十字活動についての理解と、社員になっていただくためのお願いに皆さんのご家庭をお訪ねします。ご協力お願いします。

■問い合わせ 住民課厚生係 内線232

と畜検査手数料の改定

牛や山羊をと畜するときに、東京都へ納付すると畜手数料が4月より下表のとおり改定されました。

くわしくは、東京都島しょ保健所八丈出張所（2－1291）へお問い合わせください。

と畜検査手数料	現　行	改定後
牛、馬	1,000円	1,200円
めん羊、山羊	200円	240円

「シニア体力測定（前期）」開催

生きがいを持ち、健康な生活を送るために、適度に身体を動かし、体力を保つことを心がけたいものです。そのために、自分の体力を知ることから始めてみましょう。

前回からの自分の体力の変化や、同年代の仲間の体力を知ることで、自分の優れている部分や鍛える必要のあるところがわかります。

今回初めて参加されたい方もお気軽にお越しください。

■日時
5月29日（火）
午前9時～12時

■場所
保健福祉センター
※飲み物を持参し、運動しやすい格好でお越しください。

■問い合わせ 健康課保健係 2-5570

八丈町人事異動

（平成19年4月1日）

［課長級異動］

▼八丈町消防長
土屋　久
（産業観光課長）

▼総務課長
佐々木英俊
（健康課長）

▼税務課長
笹本　重喜
（企画財政課主幹）

▼建設課長
八洲　進
（建設課主幹）

▼建設課主幹（管財担当）
小川　一
（税務課長）

▼産業観光課長
佐々木　昭
（教育課長）

［課長級昇格］

（旧職名（統括係長）略）

▼企画財政課主幹
（企画情報担当）
和田　一宏
（企業課経理係長）

▼健康課長
浅沼　房徳
（健康課保健係長）

▼教育課長
佐々木眞理
（企画財政課企画情報係長）

［統括係長級異動］

▼企画財政課企画情報係長
笹本　博仁
（教育課生涯学習係長）

▼住民課厚生係長
川上　明和
（建設課管理係長）

▼建設課建設係長
菊池　明
（病院事務局管理係長）

［統括係長級昇格］

▼住民課主査（子ども家庭支援センター担当）
佐々木洋子
（むつみ第二保育園副園長）

▼病院医療局　看護師長
沖山　みよ
（同）

［係長級異動］

▼むつみ第二保育園副園長
三島　和恵
（南海保育園副園長）

▼南海保育園副園長
松川美智子
（住民課主査・若草保育園）

▼健康課保健係長
佐々木英代
（総務課主査・庶務係）

▼建設課管財係長
浅沼　晶
（総務課管財係長）

▼建設課主査（住宅担当）
高橋　太志
（建設課住宅係長）

▼企業課主査（水道係）
齋藤こえ子
（住民課厚生係長）

▼病院事務局管理係長
菊池　拓
（企業課運輸係長）

▼教育課生涯学習係長
菊池　良治
（企画財政課主査・財政係）

［係長級昇格］

（旧職名（主任等）略）

▼住民課主査（住民係）
浅沼　晃子
（同）

▼むつみ保育園副園長
奥山　由美
（同）

▼消防本部予防係消防司令補
佐藤　順一
（同警防係）

▼企業課経理係長
大澤　知史
（同）

▼病院医療局
診療放射線技師長
廣瀬　雅一
（同）

▼病院医療局　薬剤師長
今井田英秋
（同）

▼病院医療局　副看護師長
沖山　菊江
（同）

［その他の職員の異動］

（旧職名略）

▼企画財政課財政係主任
小野　高志
（産業観光課観光商工係）

▼企画財政課財政係主事
笹本　佳奈
（三根出張所）

▼総務課庶務係主任
佐々木まなみ
（病院事務局業務係）

▼総務課庶務係主事
小栗亜紀子
（企画財政課財政係）

▼税務課税務係主事
廣瀬　悠志
（健康課高齢福祉係）

▼子ども家庭支援センター主任保健師
五十嵐たか子
（健康課保健係）

▼むつみ保育園保育士
小宮山祐子
（真砂保育園）

▼むつみ保育園保育士
奥山　聖泰
（むつみ第二保育園）

▼むつみ第二保育園保育士
小宮山梨絵
（むつみ保育園）

▼むつみ第二保育園保育士
伊勢﨑亜紀
（若草保育園）

▼若草保育園主任
川上　芳子
（むつみ第二保育園）

▼若草保育園保育士
高橋　由美
（むつみ保育園）

▼若草保育園調理員
川村富士子
（病院医療局栄養科）

▼健康課保健係保健師
丸山あかね
（子ども家庭支援センター）

▼健康課高齢福祉係主事
菊池　泰
（企画財政課企画情報係）

▼建設課建設係技師
小宮山光国
（産業観光課産業係）

▼建設課管財係主事
内藤　希

（病院事務局業務係）
▼産業観光課観光商工係主事
沖山　晃
（税務課税務係）
▼三根出張所主事
佐々木　研
（会計係）
▼会計係主事
笹本　瞬
（企業課水道係）
▼会計係主事
吉川　文世
（総務課文書係）
▼消防本部庶務係消防士長
堀本　敏彦
（同予防係）
▼消防本部庶務係消防士
篠原　武文
（同警防係）
▼消防本部警防係消防士
清水　秀和
（同庶務係）
▼企業課経理係主事
持丸　明美
（総務課庶務係）
▼教育課庶務係主事
奥山　和江
（同生涯学習係）
▼教育課生涯学習係主事
沖山　愛
（同庶務係）

［その他の職員の昇格等］

（旧職名略）
▼若草保育園副主任調理員
佐々木貴久
（同）
▼真砂保育園副主任調理員
傳法　祐子
（同）
▼健康課高齢福祉係主任
四谷　清貴
（同）
▼健康課高齢福祉係
副主任ホームヘルパー
浅沼　里花
（同）
▼健康課高齢福祉係
副主任ホームヘルパー
津幡百合子
（同）
▼産業観光課観光商工係主任
浅沼　洋介
（同）
▼消防本部警防係消防副士長
東畑　久志
（同）
▼企業課運輸係
主任自動車運転手
沖山　克仁
（同）
▼企業課運輸係
副主任自動車運転手
稲田　芳仁
（同）

▼企業課運輸係
副主任自動車運転手
山下　進
（同）
▼病院医療局
主任臨床検査技師
田北　歩
（同）
▼病院医療局　主任看護師
奥山　和恵
（同）
▼病院医療局　主任看護師
菊池　泰子
（同）
▼病院医療局　主任看護師
木村　洋子
（同）
▼病院医療局　主任看護師
福岡　千佳
（同）
▼病院医療局栄養科
副主任調理員
佐々木英子
（若草保育園）
▼教育課給食係
副主任調理員
遠藤　初美
（同）

［新規採用］

▼総務課文書係主事
神部　真美
▼真砂保育園保育士
菊池　将司
▼消防本部庶務係消防士
百田　和志
▼病院医療局　薬剤師
藤本　健太郎
▼病院医療局　看護師
松島真由美

［その他］

▼樫立出張所長
中之郷出張所長兼務
▼企業課計画管理係長
企業課経理係長兼務
▼企業課運輸係長
企業課長兼務

［退職者］

※3月31日付
▼統括課長（総務課長）
持丸　孝松
▼建設課長
菊池　辰男
▼産業観光課主幹
三島　憲治
▼消防長
金川　憲章
▼統括係長（樫立出張所長）
菊池　四郎一
▼副園長（むつみ保育園）
沖山　利美
▼会計係主事
田中　佳絵
▼病院医療局　理学療法士
高野絵美子

八丈町役場係名の変更など（平成19年4月1日）

行政改革の一環として、八丈町の組織の見直しを行い、係名がこの4月1日より、次のように変更となりました。

昨年度、建設課は管理係と工事係と住宅係の3係でしたが、今年度からは「建設係」と「管財係」の2係となりました。

「建設係」は、主に町道の新設・改良や維持管理を担当し、「管財係」は、主に地籍、町営住宅、町有財産、庁舎関係を担当します。

マウイ学生海外体験学習事業について

例年、2年に一度開催されてまいりました、マウイ島への海外体験学習事業ですが、昨今の原油高騰により、移動費などの大幅な費用増加が避けられない状況となりましたため、今年度は見送りとさせていただくことになりました。何卒ご了承くださいますよう、お願いいたします。

■問い合わせ　企画財政課企画情報係 内線305

くらしの総合相談開催

弁護士・司法書士・税理士など法律関係者のボランティア「NPO法人司法過疎サポートネットワーク」主催により、次のとおり「くらしの総合相談」を開催します。

●無料法律税務相談

「相続問題で、親戚とトラブルになっています」「子供に財産を譲ろうと思っています」といった、法律や税金などあらゆる分野の相談に、弁護士・司法書士・税理士などが応じます。ぜひ、この機会をご利用ください。

●相談日時および場所

5月20日（日）
午前9時～午後4時
大賀郷公民館2階

※相談に必要な資料などをご持参ください。

●実施機関

NPO法人司法過疎サポートネットワーク（担当：小海）

○電話

03－5919－3530

※事前予約は、上記の実施機関で受け付けています。なお、予約なしでも相談できます。

■問い合わせ

企画財政課企画情報係
内線301

春の行政相談週間

5月21日（月）～27日（日）

毎日の暮らしの中で、役所などが行っている仕事に関して苦情、意見、要望はありませんか。

そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された、「行政相談委員」が相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

○八丈町の行政相談委員

沖山鉦平
八丈町末吉2188番地
電話　8－0321

東京都島嶼部における法律相談について

第二東京弁護士会では、東京都島嶼部の皆さまを対象に、電話による法律相談を実施します。

完全予約制で、相談時間は1件あたり20分を目途とします。

■日程

5月25日（金）
6月22日（金）
7月27日（金）
8月24日（金）
9月28日（金）

■相談時間

午前10時～正午

■相談料

無料

※相談希望日の2日前までに予約してください。

詳しくは、第二東京弁護士会法律相談課（電話03－3592－1855担当：太平）までお問い合わせください。

八丈島納涼花火大会～協賛金へのご理解を～

今年も夏の恒例行事になっている「八丈島納涼花火大会」を行う予定です。

納涼花火大会は本島の将来の担い手である子どもたちが、夏休みをより一層の夢を持って楽しめるようにと願って行うものです。

花火大会当日は町民はもとより、八丈島で観光を楽しんでいる来島者など、多くの観客が夏の夜空に歓声をあげています。

開催にあたっては、広く町民の皆様から寄付をいただき、運営しています。本年も運営については、ご賛同いただける商店や事業所などをはじめ、多くの町民の方々から寄付金を募って行っていきますので、ご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

●花火大会日程・会場

8月10日　前夜祭
8月11日　底土海岸

●サービスコーナー出店者募集

廉価で子どもに喜ばれる商品を提供できる方、大会準備、撤収作業へ参加できる方

■応募締切

5月31日（木）午後5時

連絡先

八丈島納涼花火大会実行委員会事務局

協賛金の集金や協賛箱の設置、スタッフ募集などにつきましては、広報6月号でお知らせします。

■問い合わせ

八丈島納涼花火大会実行委員会事務局　内線267

三根地域 敬老会

高齢者に感謝とその長寿をお祝いする敬老会を開催します。

日　程　5月20日（日）
会　場　三根小学校 体育館
対　象　70歳以上（平成20年4月1日現在）

■問い合わせ　健康課高齢福祉係2-5570

観光おじゃれ11万人

5月

- 海開き …… 5月1日
- 八丈島海遊魚まつり …… 6月30日まで
- J1グランプリ（ルアー釣り大会） …… 5月12・13日

6月

- 八丈島海遊魚まつり …… 6月30日まで
- 「にっぽん丸」寄港　神湊港（予定） …… 6月24日

■このコーナーに関する問い合わせ
産業観光課観光商工係
内線267、268

来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客（推計）		前年比
	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	
4月	8,459	8,768	935	1,470	9,394	10,238	6,400	4,929	29.8%
5月	9,281	9,735	2,089	2,026	11,370	11,761	10,857	8,311	30.6%
6月	7,521	6,557	1,025	1,150	8,546	7,707	6,405	4,594	39.4%
7月	10,674	9,422	2,468	2,465	13,142	11,887	9,613	8,553	12.4%
8月	13,805	14,009	4,315	4,840	18,120	18,849	15,074	15,222	-1.0%
9月	9,411	9,256	1,158	1,927	10,569	11,183	8,810	8,229	7.1%
10月	8,732	8,548	703	1,071	9,435	9,619	5,997	5,441	10.2%
11月	9,406	8,814	1,143	926	10,549	9,740	7,321	4,911	49.1%
12月	8,856	9,411	922	1,122	9,778	10,533	5,789	5,274	9.8%
1月	7,888	8,233	577	656	8,465	8,889	5,298	5,563	-4.8%
2月	10,115	7,846	783	638	10,898	8,484	5,892	4,587	28.4%
3月	11,368	12,658	1,073	1,129	12,441	13,787	8,906	9,869	-9.8%
計	115,516	113,257	17,191	19,420	132,707	132,677	96,362	85,483	12.7%

※観光客（推計）18年度の欄は、東京都の平成17年度観光客入込調査（暦年）を基に推計していましたが、今月号から観光客数18年度の欄4月から12月を18年度調査の観光客数に改めます。
※空路には、チャーター便が含まれています。海路18年度7月には、大型客船寄港分も含まれています。

大募集！ ミス八丈島

ミス八丈島選考会では平成19年度のミス八丈島になる方を募集しています。

ミス八丈島について

●**期間**　8月1日から1年間
●**仕事内容**　八丈島の各種行事（イベントなど）への参加、八丈島のPR活動
※ミス八丈島として参加していただいた時には謝礼あり

応募条件

●**八丈島出身で、期間中八丈島に在住できる独身女性**
●**18歳以上（高校卒業以上）から27歳位まで**
●**元気よく笑顔で八丈島をPRしてくれる八丈島が大好きな方**

応募方法

●**履歴書またはプロフィールに写真を2枚添えて郵送**
（写真は顔と全身がわかるもの　集合写真不可
履歴書またはプロフィールには参考のため身長を明記）
※自薦、他薦は問いません。沢山の応募をお待ちしております
●**応募締切**　5月末日（必着）
※応募書類の返却はいたしかねます。あらかじめご了承ください
●**選考方法**　書類による選考（必要があれば面接審査）
●**結果通知**　決定者のみに連絡

決定後

ミス八丈島選考会での承認後、夏まつりでミス八丈島発表会を行い、ミス八丈島期間中は八丈島の顔としてPRなどに務めていただきます

■応募・問い合わせ
〒100－1498
東京都八丈島八丈町大賀郷2345－1
八丈町役場産業観光課観光商工係

SCHEDULE 2007 5月

三 根 公民館 三 / 大賀郷 公民館 大 / 樫 立 公民館 樫 / 中之郷 公民館 中 / 末 吉 公民館 末 / 八丈町保健福祉センター 保福 / 町 立 八丈病院 町病 / 保健所 保 / 坂上老人福祉館 上老

日	月	火	水	木	金	土
春の交通安全運動 やさしさが 走るこの街 この道路 5月11日(金)～20日(日)		1 高齢者健康教室 末 10:00～12:00	2	3 憲法記念日 図書館休館日	4 みどりの日 図書館休館日	5 こどもの日 図書館休館日
6	7 図書館休館日	8 高齢者健康相談 樫 10:00～12:00 3歳児歯科健康診査 保福 9:15～10:00受付 こども心理相談 保福 9:00～16:00	9 こども心理相談 保福 9:00～14:00	10 1歳児歯科健康診査 保福 9:15～10:00 受付	11 両親学級(1回目) 保福 13:30～16:00	12
13	14 図書館休館日 高齢者健康教室 三 10:00～12:00	15 すくすく相談 保福 9:30～11:30	16 4歳児歯科健康診査 保福 9:15～10:00 受付	17	18 両親学級(2回目) 保福 10:30～12:30	19
20 敬老会(三根地域) 三根小学校 三 11:00～13:30	21 図書館休館日 高齢者健康教室 大 10:00～12:00	22 高齢者健康教室 中 10:00～12:00	23	24 両親学級(3回目) 保福 13:30～16:00	25	26
27	28 図書館休館日	29 シニア体力測定 保福 9:00～12:00	30 食育 保福 10:30～11:30	31 両親学級(4回目) 保福 13:30～16:00		

町立病院 臨時診療日

(受付時間／8:00～11:00)
※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	9日(水)・23日(水)	9:00～
甲状腺科	12日(土)	9:00～
耳鼻咽喉科	21日(月)～25日(金)	9:00～
糖尿病教室	18日(金)	13:30～

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)
みはらしの湯	1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火)
ザ・BOON	2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、30日(木)
やすらぎの湯	10日(木)、17日(木)、24日(木)、31日(木)

5月のゴミ分別回収

燃…燃えるゴミ　びん…空きびん　資源…資源ゴミ　害…有害ゴミ　金属…金属ゴミ

三根

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃 害	2 資源	3	4 燃 害	5
6	7 金属	8 燃 害	9 資源	10 びん	11 燃 害	12
13	14 金属	15 燃 害	16 資源	17	18 燃 害	19
20	21 金属	22 燃 害	23 資源	24	25 燃 害	26
27	28 金属	29 燃 害	30 資源	31		

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
		1 資源	2	3 燃 害	4 金属	5
6	7 燃 害	8 資源	9	10 燃 害	11 金属	12
13	14 燃 害	15 資源	16	17 燃 びん 害	18 金属	19
20	21 燃 害	22 資源	23	24 燃 害	25 金属	26
27	28 燃 害	29 資源	30	31 燃 害		

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 資源	3 燃 害	4 金属	5
6	7 燃 害	8	9 資源	10 燃 害	11 金属	12
13	14 燃 害	15	16 資源	17 燃 びん 害	18 金属	19
20	21 燃 害	22	23 資源	24 燃 害	25 金属	26
27	28 燃 害	29	30 資源	31 燃 害		

R100 100%再生紙を使用しています。